

各県立学校長 殿

沖縄県教育委員会  
教育長 金城 弘昌  
(公印省略)

## 県立学校における臨時休業の取扱いについて（通知）

令和3年6月4日付け教県第471号により、県立学校における新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業について通知したところですが、本県の感染状況を踏まえ、児童生徒等の学びの保障を図る観点から、県立学校の臨時休業を下記のとおり解除します。

については、幼児児童生徒、職員、保護者へ周知の上、対応をお願いします。

なお、本県の感染状況は、依然として予断を許さない状況が続いていることから、各学校においては、引き続き、万全の感染防止対策を講じていただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 臨時休業の取扱い

県立学校の臨時休業は6月20日（日）までとし、6月21日（月）から再開する。

学校再開に際しては、地域の感染状況によっては、時差登校・分散登校を検討すること。また、分散登校を実施する場合は最終学年を優先的に登校させること。

#### 2 学校再開後の教育活動について

(1) 本県が依然として緊急事態宣言下であることを踏まえ、令和3年5月21日付け教県第398号「県立学校における緊急事態宣言下の教育活動等について（通知）」に基づき、感染症対策を徹底すること。

(2) 部活動は、緊急事態宣言中は原則中止とする。詳細については別途保健体育課からの通知を参照すること。

#### 3 その他

(1) 学校再開後も緊急事態宣言下においては、不要不急の外出を慎むよう、指導を徹底するとともに、保護者等へも協力を依頼すること。

(2) 家庭においても健康観察を徹底し、本人または同居の家族に発熱等の風邪症状や体調不良等がある場合は登校を控えるよう指導すること。

(3) 県教育委員会等の定めるガイドラインを遵守すること。

(4) 学寮においては、離島地域の感染防止の観点から、週末の自宅等への帰省は控えさせ、その際は保護者の了解を得ること。